

## 随意契約理由書

中之島図書館別館の貴重書庫に設置している空調機器は、令和5年3月に故障し、現在正常に使用できない状態となっている。

令和4年度より建築工事を行っている新書庫棟の完成に伴い、貴重書庫を新書庫棟に移転し、電気棟を令和6年7月に撤去することとなっており、電気棟の撤去前に入居している執務室を現貴重書庫に移転させる予定である。しかし、前述のとおり空調機器が故障しており、現状のままでは職員が通常業務を行える環境ではない。

機器の更新工事費を令和6年度当初予算で要求することも検討したが、発注から設置まで約4か月を要することが判明し、設置時期が最速でも8月上旬となることから、前述の移転時期に間に合わないため、今年度中の発注及び設置が必要となった。

令和5年度も7か月が経過し、ようやく本年度の予算執行の目途が立ったため、先日、節間流用を行い予算を確保したが、11月下旬頃までに契約を締結しなければ、本年度中に空調機器の設置が完了しないことから、電子見積合わせではなく、当館で選定した業者による見積合わせで業者を決定することとし、複数の専門業者に仕様書を提示したところ、受託可能と返答があったのは、(株)大岩マシナリー関西支社のみであった。

(株)大岩マシナリー関西支社から見積書を徴取したところ、予算の範囲内であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により(株)大岩マシナリー関西支社と随意契約するものである。

### 記

#### ○見積合わせの結果

- ・A社 … 令和5年度中に業務が完了しない可能性があるため、受注できない。
- ・B社 … 既に契約済みの業務が複数あるため、受注不可能。
- ・C社 … 受注可能と回答があり、見積書の提出あり(株)大岩マシナリー関西支社)

#### 地方自治法施行令(抜粋)

(随意契約)

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。